令和3年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会(第3回) 議事概要

◇ 日 時 令和3年11月29日(月) 14:00~14:35

◇ 会場 Web(県庁 1002 会議室)

◇ 出席委員

委員長 砂田洋志

委 員 小口裕之、小関健太郎、樋口恵佳、宮崎恭介、山口良子

(欠席:尾形律子、中鉢美佳)

〈五十音順、敬称略〉

○ 第2回委員会における意見への対応状況の報告

事務事業評価(事業レベルのPDCA)の個票の修正について

【行政改革課長】

前回9月に開催した第2回委員会において、事務事業評価、事業レベルのPDCAの対象6事業を評価いただいた。その際、委員よりいただいたご意見を踏まえ、評価個票の様式や個票作成の際の留意点について見直しを行ったので報告申し上げる。

評価個票の様式については3点の見直しを行っている。

1点目は、活動指標及び成果指標の設定について。前回の委員会で、事業内容が 複数あるにもかかわらず、指標が一つしか設定されていないため、せっかくの実施 内容が評価されずにもったいないというご意見をいただいた。従来、二項目だけだ った活動指標及び成果指標、活動実績及び成果実績の記載欄を増やし、当初予算額 の費目の各グループに対応した活動指標及び成果指標を設定することとした。

2点目は、事業所管課における評価の際の評価基準について。何段階の評価なのか、ABCの位置付けがわからないというご意見から、どのような基準でABCを判断したのか、わかりやすいように欄外に評価基準を記載したところである。

3点目は課題と今後の対応の明確化。今後事業を進めて行くうえで課題認識を明確化するために、これまで課題・改善点として一括りにしていた欄を、それぞれ事業に対応した評価をした上での課題と今後の対応ということを書き分けて記載することとした。

様式の修正は以上で、この他、運用上の変更点が2点ある。

1点目は、活動指標・成果指標について、社会情勢の変化等によって見直しが必要となった場合には適宜修正していくこととした。この対応は以前より行っていたが、評価個票作成要領にしっかりと明記し、対応を明確化したところである。

2点目は、市町村と連携・協調して実施する補助事業については、県の主体的な評価だけではなく、必要に応じて事業の課題や改善点等について、連携先のご意見

等を聴取したうえで評価していくこととし、改めて評価票の記載要領に明記した。 以上が主な変更点となるが、来年度の事業のプラン、PDCAではPの部分を各 部局で作成中であり、来年度に向けた予算編成作業を経て、3月には公表できるも のと見込んでいる。

【砂田委員長】

今までの、個票1枚で示すという簡潔性を保ちつつ、内容を充実させるという形で改善を図ったとのこと。

委員よりご意見はないようなので、このまま進めていただきたい。

〇 議事事項

公社等の経営状況等について「資料1-1~1-2]

<説明>

【行政改革課長】

資料1-1をご覧いただきたい。本県では、県が出資等を行っている公社等の運営管理の適正化を図るため、平成28年3月に「公社等に関する指導指針」を策定し、指導助言を行ってきた。

この指針において対象とする公社等は、県の出資割合が 25%以上の法人及びその他県行政と密接な関係があり、県が特に運営管理の適正化を図る必要があると認める法人。令和3年7月1日現在で出資の割合が 25%以上の 29 法人が該当する。なお今年4月1日に公益財団法人山形県みどり推進機構と公益財団法人山形県林業公社が完全統合し、新たに公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構が設立されたため、昨年度の 30 法人より 1 減の 29 法人となっている。この 29 法人については、各公社を所管する各課が公社等見直し計画を毎年度作成し、各公社における事業の意義や経営健全性等についての検証を行っているところである。

令和2年度を踏まえた公社等の経営状況等の概要は2に記載のとおり。また、公社ごとの経営状況等の概要を資料1-2にまとめているので、併せてご覧いただきたい。

財務経営状況について、昨年度と同様に債務超過となっている法人はない。また、累積損失のある法人は、山形鉄道の1法人のみであり、昨年度からの増減はない状況。山形鉄道の令和2年度決算においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う鉄道利用の減少等により 400 万円の当期純損失を計上、累積損失額総額は3億4,100 万円となり、前年度比で300 万円増加しているところである。今後も通学や通勤定期の販売促進を図るほか、関連商品やグッズ販売の強化、車内広告の獲得、協力企業の開拓などの営業活動を強化し、累積損失の圧縮を図っていく計画である。

当期純損失が生じた法人は14法人で、昨年度よりも5法人増えている。この14法人の中には、計画的に資産を取り崩しながら公益事業を実施しているために損失が生じているものや、有価証券の評価損が生じたものがあり、必ずしも経営状況悪化のため当期純損失が生じたわけではない法人もある。

次に県の財政的関与状況として、令和2年度末時点で県が損失補償を行っている法人は林業公社など4法人がある。補償等の額は合計91億円で、前年度比で5億円減少している。91億円のうち86億円は林業公社に関するもので、森林整備事業のために日本政策金融公庫から借り入れた資金に対して保証しているものである。

林業公社は、「森林・林業基本法」及び「分収林特別措置法」に基づき、本県では 昭和42年に設立された法人で、この法人が主体となって森林整備を進めている。 この森林整備については、実事業費の全てを借入金で賄い、その回収は将来の立木 販売収入で賄うような特殊な事業形態となっている。本格的な主伐を令和31年度 から始める予定で、それまで事業を行うため借り入れが必要という事業構造となっ ている。そのため、県の借入金の償還については、主伐による収入をもとに令和31 年度から始める計画となっているところである。

県の長期貸付金残高は、林業公社など3法人で243億円となり前年度比4億円の増。また、県の補助金や委託料の額は66億円で、前年度比3億円の増となっている。

経営健全化に向けた公社等の取組みとしては、各公社においては経費の節減などによる支出の見直し、会員確保や受託事業の拡大などによる収入の確保に努めており、特に経営環境の厳しい公社等は、中期的な経営改善計画を策定するなどして健全化に取り組んでいる。また、総務省では、地方公共団体が25%以上出資等を行っている法人が債務超過であることや、県の標準財政規模に対する損失補償等の額の割合が3.75%以上のいずれかに該当する場合は、県の財政に深刻な影響を及ぼすことも懸念されることから、抜本的改革を含めた経営健全化方針を策定するように定めているが、本県においてこれに該当する法人はない。

また、行財政改革推進プラン 2021 において債務超過法人等は 0 法人とすること を目標設定しているが、これについても、現時点では達成している。

最後に、今後の対応方針としては、経営健全化等に向けた不断の見直しを進めることはもとより、平成28年、29年に実施した公社等の総点検において整理された方向性に沿って、着実に取組みを進めていくこととしている。

<各委員の意見要旨等>

【小関委員】

損失が発生している公社もあるが、経営健全化に向けて取り組み、総務省で定める指針以下になっていること、法人の機能を果たすために基金の取り崩し等を行って運営しているところがあるということから、資料では損益に関する詳細な内容は読み取れないが、適切に運用されていると思う。

【宮崎委員】

財務経営状況について、簿価ベースの財務諸表に基づいて、特に赤字に着目されて、債務超過や累積損失、当期純損失のあるところをピックアップして、詳しく分析する手法が取られているが、二つ申し上げたい。

一つ目は、借入金。これは取りも直さず県からの貸付金になると思うが、これが 多額の法人については、借入金の返済計画、県から見れば貸付金の回収計画に無理 がないのかを検証すべきではないかと思う。

例えば、旧山形県林業公社については、令和 31 年度から返済が始まり、返済完了が令和 72 年度ということで、今から向こう 70 年間の返済計画となっていることや、分収の割合は、林業公社が 7、土地所有者が 3 という条件で試算しているが、必ずしもこの分収割合の変更協議が全部進んでいるわけではないこと、木材価格は本当に向こう 70 年間も今の価格で妥当なのかなど、精査が必要ではないか。

二つ目は、簿価上の貸借対照表や損益計算書についてだけでなく、必要に応じて、 時価ベースの貸借対照表や実態ベースの損益計算書についても分析すべきではないか。

例えば企業振興公社の場合には、設備貸与債権が多額に上るが、この部分の債務 者区分の判定や、各種貸倒引当金の計上については、その中身についてしっかり検 証しておく必要があるのではないか。

山形鉄道については、このところ平成30年、令和元年と純利益、令和2年度純損失は400万円ということだが、多額の経常赤字となっている。例えば令和2年度は1億600万円の経常赤字を出しているので、最終損益の400万円ではなくて、最終損益に至るまでの段階で、どういう形で利益が計上されているのかを見ておかなければいけないのではないか。

【行政改革課長】

まず一点目の借入金であるが、林業公社については、事業費を長期借入金で賄い、 60年や80年というスパンを経て収益を回収し、借入金を返済していくという構図 になっている。

ご指摘のとおり、分収林比率についてはまだ少ない状況であるが、契約の更新時等のタイミングを捉えて返済開始までの間に整えていくもので、主伐期までの変更契約率 100%を目指して粘り強い取組みを行っていくと担当課から聞いている。

それから、将来的な見通しでは、木材需要については、人口減少による新規住宅の着工数の減少に伴い減ることが予想される一方で、ウッドショックによって輸入木材の確保が困難になっており、国産材に切り替える動きも出ているという話もある。

また、これまで木造化がなかなか進まなかった中高層建築物、あるいはオフィスビル、商業施設、県内の文化施設においても木造化、木質化への転換の動きもあり、 国産材を積極的に利用しようとする好転材料も見受けられるところである。

ただ、委員ご指摘のとおり、しっかりと時機を捉えて、市況を見て、実勢に合った収支というものを見ていく必要があると考えている。

もう一点、簿価ベースでの貸借対照表、損益計算書について、必要に応じて時価 ベースでの分析もすべきというご指摘をいただいた。

まず一つ目の企業振興公社の設備貸与事業における債権分類規程について担当 課に確認したところ、分類規程に基づいた資金債権の査定、あるいは管理を行って おり、全債務者について、毎事業年度末を基準として査定を行い、債務者を五つの 区分、債権を四つの区分に分けて、この査定を基にして貸倒引当金を算定しているということであった。

次に山形鉄道は、ご指摘のとおり経常赤字を継続しているというところで、財務の整理上、経常支出は大幅な赤字であり、経常外部分で特別利益の収入を入れて、400万円の純損失という構図になっている。この整理の仕方としては、経常支出に上下分離のいわゆる下部分、鉄道施設の維持・修繕に係る経費が入っている。一方、県、沿線2市2町の補助金収入と支援については特別利益として計上しているということで、経常収支のみの判断ではなく、特別利益、特別支出を加味した純損益全体で実態を判断しているところである。

平成 28 年度から上下分離方式と言われる、下の部分、鉄道施設や鉄道インフラ部分の維持・修繕については、県と沿線 2 市 2 町で支えていくとしたところであり、上下分離方式導入以降は、上部分の運行部分については、令和元年度まで黒字を計上し、うまくいっていたところである。

山形鉄道はローカル鉄道ということで、どうしても採算ベースだけでは説明が難しいところもあるが、やはり地域の貴重な足であるため、赤字であったとしても支援をしていくことが行政の使命としてある中で、平成28年度に公社の総点検をした中でも山形鉄道は「継続」という判断がされたところである。

ただ、本業の上部分での赤字を少しでも減らしていく、黒字に転化していくことをしっかりと見据えて、今現在も定期運賃の収入のほか、グッズ販売や、今はコロナで難しい時期ではあるが、観光素材として有効に活用していくことを頑張っているところである。

また、沿線の市町や住民の方々とも連携して、いわゆる通勤通学、観光需要、それ以外でも、地域から支えられる鉄道として取り組んでいこうという動きを幅広くしていると承知している。

【砂田委員長】

小関委員から指摘されたように、今後は、必要に応じて損益の内容等がわかるような資料を見ていただくと良いと思う。

宮崎委員から指摘のあった借入金返済計画では、林業事業の運営構造上やむを得ないところではあるが、先の長い話であるため、将来をある程度見越して、しっかり返済できることについて、今後も説明していく必要があると思う。

また、必要に応じて時価ベースで評価していくことも必要であるということであったが、これももっともな意見であり、今後に活かしていただきたい。